

第2回 総合教育会議資料

◎待機児童解消について

1 年度当初の対応

- ①きたごうこども園の長時間（きたごう保育園）の定数を増やした。
120人⇒135人 15人増
- ②現子育て支援センター室を1歳児保育室と使用できるよう施設整備を実施。

以上のハード面での受入体制は整えたが、保育士の確保ができず待機児童が発生した。

2 待機児童数

(1) 平成29年4月1日時点 15人

(内訳)

園名	0歳児	1歳児	2歳児	計
きたごうこども園（長時間）	0人	9人	0人	9人
菜の花こども園（長時間）	0人	5人	0人	5人
すがぬま保育園	0人	1人	0人	1人
計	0人	15人	0人	15人

※必要保育士数＝約3人

(2) 平成29年11月1日時点 32人（17人増）

(内訳)

園名	0歳児	1歳児	2歳児	計
きたごうこども園（長時間）	7人	10人	3人	20人
菜の花こども園（長時間）	3人	2人	1人	6人
すがぬま保育園	0人	1人	0人	1人
すばしり保育園	3人	0人	2人	5人
計	13人	13人	6人	32人

※必要保育士数＝約8人

※児童福祉法の規定に基づく運営基準による必要保育士配置数

- ・乳児（0歳児）＝おおむね3人につき1人以上
- ・満1歳以上満3歳未満＝おおむね6人につき1人以上

第2回 総合教育会議資料

◎臨時保育士の賃金改正等による待遇改善

1 平成29年4月からの改善

(1) 有給休暇日数の増

【改善前】本町での勤務年数5年目までは、同年数に応じて日数を決めていた。

6か月あたり 1年目：5日、2年目：6日、3年目：7日、4年目：8日、
5年目：9日、6年目以降：10日

【改善後】年数にかかわらず、6か月あたり10日

(2) 昇給の見直し

【改善前】勤務年数6年目以降は、賃金の昇給は無し。

【改善後】勤務年数7年目以降も毎年昇給。

(3) 担任手当の明確化

- ・1人でクラス担任を持つ場合、給料月額の6%を担任手当として支給。
- ・複数で担任を持つ場合は、園長が仕事量を勘案して6%以内に決定。

2 平成29年10月からの改善

(1) パート職員の時給制

- ・それまで、パート職員においても7月と12月に特別手当（ボーナス）を支給していたが、特別手当分を時給に換算した。
- ・これにより、年間収入見込額の計算が容易となり、扶養範囲内の判断がつきやすくなった。

※保育士賃金の比較（パート職員・資格あり）

小山町	1,260円
御殿場市	1,058円
裾野市	1,040円
長泉町	1,250円
清水町	1,220円